

鳥取県造林事業しゅん工検査内規

制 定 昭和53年10月23日付発造第363号

最終改正 令和7年6月25日付第202500082225号

鳥取県農林部長通知

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第5の1に定めるしゅん工検査（以下「検査」という。）については、要領の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

(検査員)

第2条 検査は、知事又はその委任を受けたものの命じた職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 検査員は、適正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3条 検査は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第5条の申請書又は鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成14年8月2日付森保第336号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第9条に規定する特定機関の場合にあっては要綱第13条第1項の完了届（以下「申請書等」という。）の提出のあった施行地1カ所ごとに行うものとする。

(検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、しゅん工と認めず、不合格の内容及びその理由並びに申請書等を再提出できる場合はその期限を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をしたもので、期限内に申請書等が再提出されたものにあっては、再提出された申請書等により再検査を行うものとする。

(造林検査野帳)

第5条 検査員は、以下において規定する現地確認に該当する場合、その結果を様式1の造林検査野帳及び造林作業道検査設計書（以下「造林検査野帳等」という。）に記入するものとする。

(造林検査野帳等の保存)

第6条 造林検査野帳及びこれらに**関する**書類等（電磁**的**記録により作成されている場合を含む。以下同じ。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5カ年間保存しなければならない。

第2章 検査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7条 検査は、その内容が要領に定める規定に適合していることを確認することを旨として行う。

その際、申請書等、添付書類、法令手続及び契約に関する書類等により確認できない施業の実施状況等の事項は、現地にて確認する（以下「現地確認」という。）。ただし、要綱第5条第3項第5号の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合において、第9条から第11条まで及び第17条から第27条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能ときは、現地確認を省略することができる。

2 衛生伐等、事業主体が市町村であるものにあっては、事業主体の検査資料等によりの確に実施されていることを確認することを旨とする。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積(検査により確定した面積。以下「査定面積」という。)等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する。

- 2 前項の規定によりGIS等で管理し活用できる情報(以下「GIS等登録情報」という。)のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。
- 3 造林事業費補助金申請にかかるGPS機器利用について(平成18年8月31日付第200600074926号森林保全課長通知)の基準に則った実測により過去に造林事業の補助を受けた施業図によって測量成果が提出された場合においては、GIS等登録情報のある施行地とは認めず、第7条に基づく現地確認を行うものとする。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、地球測位システム(GNSS)、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の状況等により確認する。

- 2 造林地として認める最大外周は、外側の植栽木から2mの範囲内で、地拵えが完了している区域とする。
- 3 要領に規定された次の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。
 - ・第1の1【森林環境保全直接支援事業】の(1)のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】、コ【更新伐】
 - ・第1の2の(1)【森林緊急造成】のアの(イ)【樹下植栽等】、(カ)【除伐】
 - ・第1の2の(2)【被害森林整備】のアの(イ)【樹下植栽等】、(キ)【除伐】、(ク)【保育間伐】、(ケ)【更新伐】
 - ・第1の2の(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】のアの(イ)【樹下植栽等】、(キ)【除伐】、(ク)【保育間伐】、(ケ)【更新伐】
 - ・第1の2の(5)【保全松林緊急保護整備】のアの(イ)【樹下植栽等】、(カ)【除伐】、(キ)【保育間伐】、(ケ)【更新伐】

(測量成果・面積の確認)

第11条 第8条第2項のGIS等登録情報がない場合又は同項において同一と認められなかった場合は、次の各号のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、任意の2カ所以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳と照合して行うものとする。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項の規定による確認の結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるとともに、当該森林経営計画等内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽

出した施行地（同項で照合した施行地を除く。）について、同項に準じて測量成果を照合するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず過去に実測により造林事業の補助を受けた施業図から面積を求めた雪起こし及び下刈りについては、申請図面のとおりに現地が施行されていると認められる場合に限り、「精度の高い既存の図面等」として認めることとする。なお、この場合は竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

雪起こし及び下刈り以外の施業種については、測量データが保全してある場合、又は現地で主要測点の復元ができる場合に限り、「精度の高い既存の図面等」として認めることとする。

（施業間隔及び重複申請の確認）

第12条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと並びに一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

（森林所有者及び造林地の地番）

第13条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を造林事業しゅん工検査調書に記入する。

（事業主体等の確認）

第14条 事業主体の要件等について、次の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、1申請書等につき無作為に抽出した1施行地以上の森林所有者等に対して確認する。

- （1）事業主体としての要件を満たしていること。

ア 要領第1の第1項第4号ウ【査定係数】に係る次の書類等

（ア）認定された森林経営計画等

（イ）人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 要領第1の第2項第1号【森林緊急造成】、第2号【被害森林整備】のアの（ア）から（シ）まで、第3号【重要インフラ施設周辺森林整備】及び第4号【林相転換特別対策（特定スギ人工林）】の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

- （2）事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

- （3）要綱第5条第3項第12号【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

- （4）前3号の規定における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年6月18日以降のものに限る。）。

- （5）事業主体が市町村であるものにあつては、事業主体の検査資料等によりの確に実施されている

ことを確認する。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第15条 共通仮設費及び間接費を加算する施行地においては次の事項を確認する。

- (1) 衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価の直接費の1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。
- (2) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払込済証明書等により確認する。
- (3) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- (4) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が7月1日～8月31日の間に含まれていることを確認する。

(その他申請書類等の確認)

第16条 申請関係書類につき、次の事項を確認するものとする。

- (1) 適用する標準単価、査定係数等の補助水準
- (2) 市町村が請負に付して実行した事業、機能回復整備事業における森林保全再生整備、及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、それらに係る実行経費内訳書
- (3) 平成25年4月1日以降に策定した特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、当該林分が森林経営計画の対象森林とする意向があることを確認できる書類。また花粉発生源植替えについて、当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類

第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次の事項を確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採、刈払い、倒木、刈払い物の整理及び水田跡地における排水性の確保等が、その後の保育作業の実行に支障がなく、成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 特殊地拵えにおける前生樹の状況については、森林簿及び伐根等により確認する。
- (3) 植栽本数については、次のいずれかの方法により、原則として施行面積1ha未満にあっては1カ所以上、1ha以上5ha未満にあっては2カ所以上、5ha以上10ha未満にあっては3カ所以上(以下、5ha増すごとに1カ所追加する。)について行うものとする(以下「本数検査法」という。)
 - ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
 - イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m²を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。
- (4) 活着率は、前条の規定する方法により検査対象苗木本数のうちの活着苗木本数を確認して、「活着苗木本数/植栽本数」(単位%、小数点以下切捨て)により算出するものとする。
- (5) 活着率が80%以上であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。
- (6) 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が混植されている場合には、植栽本数比により面

積を按分して区分するものとする。

- (7) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (8) 樹下植栽等の検査は、植栽木等が確実に成林するかどうかを旨として行い、地表かき起こしについては、地表かき起こしの状況を踏査確認するとともに、不用木の除去、不良木の淘汰及び不用萌芽の除去については、第3号イに準じて検査する。
- (9) 樹下植栽等に係る植栽木等の本数を第3号イに準じて検査し、h a 当たりの植栽本数を確認する。
- (10) 樹下植栽等に係る補助対象面積は、植栽等を実施した区域面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。
- (11) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（植栽本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

（下刈りの検査）

- 第18条 下刈りについては、雑草木の刈払い及び薬剤による枯殺状況が植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮を持ってなされているかを確認する。
- 2 下刈りの補助対象面積は、下刈りが完了している区域とする。
 - 3 4回目以降の下刈り施行地については、下刈りの必要性を証明する資料等を確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

- 第19条 雪起こしの本数については、次のいずれかの方法により検査し、復旧率（「雪起こしの本数／現存生立本数」単位％、小数点以下切捨て）を確認する。補助対象面積は、「区域面積×復旧率」により積算するものとする。
- (1) 第17条第1項第3号イに準じる方法
 - (2) 施行地内を踏査し、その線上の植栽木を計測する方法
- 2 区域面積は、雪起こしを実施した森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握するものとする。

（除・間伐等の検査）

- 第20条 不用木の除去及び不良木の淘汰の状況（以下「伐採状況」という。）、不良木の淘汰の場合は伐採状況のほかに伐採本数を第19条第1項各号の検査方法に準じて検査し、伐採及び搬出本数率（「除去又は淘汰本数／事業実施前の生立本数」単位％、小数点以下切捨て）を確認する。
- 2 補助対象面積は、除伐・保育間伐・間伐・更新伐を実施した森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握するものとする。
 - 3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。また、必要に応じて第17条第1項の第3号イに準じて検査し、施行地内の伐採率、伐出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、申請書等上の搬出材積と照合し確認するものとする。

（保育間伐の検査）

- 第21条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、第20条第1項に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを確認する。

（枝打ちの検査）

- 第22条 枝打ち施行地については、枝打ち調査表に基づき、枝打ちした林木の調査野帳等により確認する。枝打ちの本数を第17条第1項第3号イに準じて検査するほか、平均枝下高及び平均枝打ち幅

を確認する。

- 2 実施率は、前項に規定する方法により検査対象生立本数のうちの枝打ち実施本数を確認し、「実施本数／生立本数」（単位％、小数点以下切捨て）により算出するものとする。
- 3 実施率が60％以上であるときは、実施本数をもって査定本数とする。

（付帯施設等整備の検査）

第23条 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備の検査は、県が定める標準設計仕様書以上の効果が発揮できることを確認するものとする。

- 2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

（森林作業道の検査）

第24条 森林作業道の検査は、申請者から提出された森林作業道整備線形図を用いて当該森林作業道の査定設計を行い、しゅん工検査調書を作成するものとする。出来形と査定が相違する場合は、出来形設計書上に査定を朱書きする。

- 2 検査は、鳥取県森林作業道実施基準第8に基づいて行うものとし、出来形の査定基準は鳥取県森林作業道実施基準第7の施工管理基準に準ずるほか、現地確認等については、別表1を基準とする。
- 3 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

（衛生伐の検査）

第25条 衛生伐の検査は、松くい虫被害木を含む不用木等の除去・処理が適切になされているかを確認する。

- 2 鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成16年8月31日付森保第279号鳥取県農林水産部長通知）、鳥取県松くい虫等防除事業実行確認検査内規（昭和57年12月4日付発造第412号鳥取県農林水産部長通知（以下「実行確認検査内規」という。））に準じて実施された事業にあつては、実行確認検査内規第14条に準じて伐根確認を行う。

（花粉発生源植替え及び林相転換特別対策の検査）

第26条 花粉発生源植替え及び林相転換特別対策の検査は、第17条、第20条及び第24条の規定を準用し、当該事業種に係る各作業種について確認する。

- 2 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条の規定に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（ただし、スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。なお、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類とする。）を確認する。

（林齢の検査）

第27条 林齢については、当該施行地の植栽時の造林検査野帳等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

（その他の検査）

第28条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第3節 現地での確認

（現地確認の手法）

第29条 第7条の規定により現地確認を行う場合は、次の施行地にて実施する。

- (1) 人工造林及び樹下植栽等の更新施業に係る施行地にあつては、一施行地の面積が1.0ha未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出する1/10以上に相当する数の施行地。ただし、森林整備法人及び市町村が事業主体のものにあつては、5.0ha未満の施行地とする。
- (2) 前号と間伐及び更新伐を除く施業にあつては、無作為に抽出する1/10以上に相当する数の施行地。ただし、4回目以降の下刈りにおいては、必要に応じて現地確認を行うこと。

- (3) 間伐、更新伐の施行地であつて、要領第1の1の(3)【事業規模等】に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「森林経営計画等」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地。

ア 申請者の1申請書等に係る森林経営計画等の数が1つである場合は、当該申請書等に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

イ 申請者の1申請書等に係る森林経営計画等が複数ある場合は、森林経営計画等数に応じ無作為に抽出する森林経営計画等数（現地確認対象団地数）は下表のとおりとし、無作為に抽出された森林経営計画等（現地確認対象団地）において、1申請書等に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地。

森林経営計画等数	現地確認対象団地数
1	1以上
2～4	2以上
5～8	3以上
9～	4以上

- (4) 森林作業道（要領に規定するものをいう。以下同じ。）のうち、鳥取県森林作業道実施基準（平成23年3月31日付第201000193342号農林水産部長通知）第5の1の(1)の簡易設計に該当するものについては、当該施行地のうち無作為に抽出する1/10以上に相当する数の施行地。

また、上記に係わらず運用第2の第17項第2号の規定に該当する場合、簡易設計に該当するものとみなす。

- (5) 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備については、当該施行地のうち無作為に抽出する1/10以上に相当する数の施行地。
- (6) 前各号の規定により行う現地確認の実施は、要領第1の第1項から第4項までに規定する事業内容ごとに取り扱うものとする。

2 現地確認等において、疑義が認められる申請書等については、前項を適用しないものとする。

（現地確認箇所の無作為抽出）

第30条 前条第1項の規定により行う現地確認箇所の無作為抽出は林業担当以外において実施することとする。

2 第1項の無作為抽出は次の方法のとおり行うものとする。

- (1) 申請書等に添付されている施行地明細表の最上段の施行地を1とし、当該施行地より下段の施行地について通し番号を記入する。
- (2) 前号で記入した番号を記載した四角い紙（以下、「番号カード」という。）から1枚を無作為に抜き取り、当該番号と一致する同号で記入した番号の施行地を現地確認箇所とする。
- (3) 前条第1項で規定する現地確認箇所の無作為抽出数を満たすまで、前号を繰り返し行う。この際、1度抜き取った番号カードについては抜き取りの対象から除いておく。
- (4) 前3号の規定により無作為抽出した現地確認箇所について様式2に記入する。
- (5) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等の抽出を前各項の規定に準じて行った上で、抽出された森林経営計画等に係る施行地について前各項の規定により抽出する。
- (6) 同一の申請書等において、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除

伐、保育間伐、間伐、更新伐、衛生伐、花粉発生源植替え、一貫作業等の本体施業に加え当該施行地に係る付帯施設等整備、森林作業道整備が提出された場合については、前各項の規定により無作為抽出された本体施業の施行地に係る付帯施設等整備、森林作業道整備を無作為抽出したものとするができる。

- (7) 要領第1の第1項第1号カの(イ)及び(ウ)により間伐及び更新伐と同一施行地において一体的に行われた枝打ちが交付申請等された場合、又は同一の交付申請等において除伐又は保育間伐と同一施行地において行われた枝打ちが提出された場合については、第1号から第5号までの規定により無作為抽出された除伐、保育間伐、間伐及び更新伐に係る同一施行地で行われた枝打ちを無作為抽出したものとするができる。
- 3 第1項及び前項の規定により無作為抽出した施行地以外の施行地において現地確認箇所を抽出する場合は、林業担当が抽出することとする。

(現地確認の体制)

第31条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名での体制による検査も可とする。

(立 会)

第32条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(施業図等への記入)

第33条 第29条により現地確認を実施した施行地の施業図又は、造林検査野帳に次の事項を朱線で表すものとする。ただし、GNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した測点及び測線
- (3) 第17条及び第19条から第22条までに規定する検査（準用する検査を含む）を行ったおよその位置

(写 真)

第34条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、造林検査野帳に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

附 則

この改正は、令和7年6月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

様式1（表面）

年 度		申請番号		事 業 名		事 業 種	
事 業 主 体		森 林 所 有 者 名					
施行地の所在		面 積					
事業の内容		施行状況 適・否 伐採率（ / 、 %）					
		平均枝下高（ m） 平均枝打ち幅（ m）					
1	樹種					適・否（ ）	
	区域面積					適・否（ ha）	
	復旧率（30%）					/ 、 %	
2	樹種					適・否（ ）	
	区域面積					適・否（ ha）	
	復旧率（30%）					/ 、 %	
植栽年度		年度				適・否（ ）	
		齢級					
1	植栽状況・枝打ち状況			植栽本数・枝打ち実施本数		本 / m ²	
				ha当たり		本 / ha	
				活着率（80%）・枝打ち実施率（60%）		/ 、 %	
2	植栽状況・枝打ち状況			植栽本数・枝打ち実施本数		本 / m ²	
				ha当たり		本 / ha	
				活着率（80%）・枝打ち実施率（60%）		/ 、 %	
伐採前地拵え							
特殊地拵え							
前生樹		現況					
		林種				適・否（ ）	
		樹種				適・否（ ）	
		齢級				適・否（ ）	

検 査 年 月 日

検 査 員 職 氏 名

検 査 員 職 氏 名

立 会 者 職 氏 名

(裏面)

見取り図（踏査経路、測点・測線、検査位置、検査内容等を記入のこと。）

(現地確認基準)

測量成果の検査 2 箇所以上の測線

その他の検査 1 ha未満：1 箇所以上 1 ha以上 5 ha未満：2 箇所以上

5 ha以上 10 ha未満：3 箇所以上（以下、5 ha増すごとに1 箇所追加）

※見取り図の記入又は施業図の写し添付

様式 2

造林事業現地確認箇所無作為抽出結果確認表

抽 出 日 (元号) 年 月 日
所 属
抽 出 者 職氏名

対象とする申請書等
事業主体名
提出年月日 (元号) 年 月 日

森林経営計画等 ^{※1}		施行地			備考
カード番号	承認番号	カード番号	通し番号 ^{※2}	申請番号	

※1 森林経営計画等の欄については、間伐及び更新伐の現地確認箇所の抽出のみに使用し、規定の検査団地数を抽出すること。
※2 通し番号については、申請書等に添付されている施行地明細表の各施行地に記入した番号を記載すること。

別表 1

区 分	内 容	箇所数等	摘 要
延 長	無作為に抽出した 2 測点間の距離を測定	施工延長 200メートルにつき 1 箇所以上（最少 2 箇所以上）	原則として実測、 場合により施工管理記録による。
幅 員	無作為に抽出した地点の全幅員（路肩がある場合は路肩幅を含む）を測定	施工延長 200メートルにつき 1 箇所以上（最少 2 箇所以上）	
地山傾斜	無作為に抽出した測点の地山傾斜を測定	施工延長 200メートルにつき 1 箇所以上（最少 2 箇所以上）	
曲線半径等	曲線半径の測定（設計図書に示されていない場合は走行安全性の確認）	最小曲線半径箇所を含む 2 箇所以上	
縦断勾配	測点間の高低差又は傾斜角度を測定	最急勾配箇所を含み施工延長 200メートルにつき 1 箇所以上（最少 2 箇所以上）	
切土法面 盛土法面	無作為に抽出した測点の法勾配を測定（必要に応じて土質の確認）	施工延長 200メートルにつき 1 箇所以上（最少 2 箇所以上）	
路 面	上置碎石等を施工している場合、幅員と敷厚を測定	施工延長 200メートルにつき 1 箇所以上（最少 2 箇所以上）	
待避所等	待避所、車回しの施工箇所の測定（設計図書に示されていない場合は使用安全性の確認）	全箇所の 30%以上（最少 2 箇所以上）	
排水施設	洗い越し工、横断工、暗渠排水工、側溝等の施工箇所の測定（設計図書に示されていない場合は排水安全性の確認）	全箇所の 30%以上（最少 2 箇所以上）	
橋 梁	工作物の測定、通行安全性の確認	全箇所	
そ の 他 構 造 物	測定、数量及び安全性の確認等	同種構造物ごとに適宜決定する。	